

救命講習等再開のお知らせ

令和2年6月17日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年3月17日より各種救命講習等（応急処置指導を含む）を中止させていただいておりましたが、令和2年7月1日より再開することになりました。

なお、普通救命講習定期開催を再開するにあたっては、当分の間、受講者を減らし、感染予防対策を十分に講じて実施します。受講を希望される方は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

[救命講習の日程や申込先はこちらをご参照ください](#)

※救命処置指導等で消防職員の派遣を希望される場合は、

下記へお問い合わせください。（感染予防対策等一定の条件があります。）

[お問い合わせ先]

警防課救急室	Tel0942-83-7995	
鳥栖消防署	Tel0942-83-7997	（鳥栖市）
基山分署	Tel0942-92-7911	（基山町）
西消防署	Tel0942-89-3050	（みやき町、上峰町）

参考：市民による救急蘇生法について

厚生労働省より下記の指針が発表されています。（令和2年5月22日）

[新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針）](#)